

## 1. 山梨市地域新エネルギービジョンの目的と背景

# 1. 山梨市地域新エネルギービジョンの目的と背景

## 1.1 山梨市地域新エネルギービジョン策定事業について

私たちの社会は「化石燃料」と呼ばれる石油や石炭をはじめとする、有限なエネルギー資源に頼っています。しかし、近年、それらの化石燃料の消費が地球の温暖化の原因になっていることが明らかになっています。その影響は、気候の変化や海水面の上昇といった環境の変化として現れてきており、地球規模での対策が求められています。

地球温暖化防止の方策として、化石燃料の消費量削減は重要です。「新エネルギー」の推進はその施策の一環として位置づけられます。「新エネルギー」とは太陽エネルギーや風力エネルギーといった自然エネルギーなどを指しますが、それらの利用可能性は地域特性によって異なります。そこで、それぞれの地域の特徴に見合った導入方針が必要です。全国の地方公共団体で地域レベルの新エネルギー導入を計画的に行うためのビジョンを策定する動きが活発になっています。

山梨市では、新市まちづくり計画に「自然と歴史的資源を活用した潤いのまちづくり」を基本方針に掲げ、地球規模で進む環境問題に対応するためゴミの減量化、再利用、新エネルギーの活用など持続可能な循環型社会のまちづくりを目指しています。その一環として新エネルギーや省エネルギーに取り組み、地球温暖化防止、農林業の活性化、まちづくりへの市民参加といった個性あふれる地域づくりを進めることを念頭に、基本構想となるビジョンを策定しようとするものです。

## 1.2 地域新エネルギービジョン策定の背景

いま、私たちの身の回りでは、いろいろな環境問題が発生しています。これまで私たちが当たり前のようによく考えてきた自然の循環が崩れつつあります。ひとりひとりが循環型・持続型の新しい社会づくりについて考え、真剣に取り組んでいくことが必要になっています。

### 1.2.1 エネルギー問題と地球環境問題

エネルギー消費の増加が地球温暖化とエネルギー資源の枯渇の問題を招いています。

現在、わたしたちの社会は消費するエネルギーの多くを石油や石炭などの「化石燃料」に依存しています。また、化石燃料の消費は大気中の二酸化炭素を増加させ、その増加した二酸化炭素が地球温暖化を招いています。そして、化石燃料の帰結としての地球温暖化は、海面の上昇や異常気象の増加など、深刻な環境影響を引き起こしています。

以下にエネルギーや環境をめぐる主要な現状についてまとめます。

#### (1) 地球温暖化

##### ①地球温暖化とは

地球温暖化は二酸化炭素を中心とする「温室効果ガス」が大気中で増加することによって地球の平均気温が上昇する現象です。

「温室効果ガス」の主たる成分は二酸化炭素で、二酸化炭素は石油や石炭などの「化石燃料」の使用に伴って排出されます。化石燃料とは、太古の動物や植物といった有機物が長期間地中に留まる間に形成されたもので、大昔にそれらの植物・動物に吸収・摂取された炭素分が閉じ込められています。化石燃料を利用（燃焼）すると、それらの炭素分が二酸化炭素として大気中に放出され、このことが地球の二酸化炭素濃度の上昇をひいては地球温暖化を引き起こしています。地球温暖化防止の観点から化石燃料に変わるエネルギー資源の開発が望まれています。



図 1.2.1-1 温室効果ガスの作用

(資料：(財)省エネルギーセンター)

## ②地球温暖化のもたらす悪影響

地球温暖化は、単に地球の気温の上昇をもたらすだけでなく、重大な気候の変化を招き、それは異常気象や災害、農作物の収量への影響といった形で私たちの生活を脅かしています。そのほか、生態系の変化・伝染病の発生なども懸念されており、その悪影響は私たちの社会に深刻な影を落としつつあります。



図 1.2.1-2 地球温暖化による環境への影響

(資料：NEDO)

## ③地球温暖化防止へ取り組み

地球温暖化問題に対処するために、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的として「気候変動に関する国際連合枠組条約」が 1992 年にリオ・デジャネイロで開催された地球サミットで定められました（1994 年発効）。

その後、1997 年 12 月に京都で開催された「気候変動枠組条約第 3 回締約国会議」（略称「COP3」）においてこの条約の目的を達成するために「京都議定書」が採択されました。その後平成 17 年 2 月のロシアの批准によって「京都議定書」は発効し、その中で合意された目標に向けて各批准国は取り組みを進めることが求められています。

温室効果ガスの削減については 1990 年比で 2008～2012 年の間で一定割合削減することが義務付けられています。日本は 1990 年比で **6%の削減**が義務付けられています。

### 数値目標

対象ガス : 二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC、PFC、SF<sub>6</sub>。  
吸収源 : 森林等の吸収源による温室効果ガス吸収量を参入  
基準年 : 1990 年 (HFC、PFC、SF<sub>6</sub>は 1995 年としてもよい)  
目標期間 : 2008 年から 2012 年

- 目 標 : **日本 6%の削減** 先進国全体で少なくとも 5%削減を目指す

#### ④わが国の温室効果ガス排出量

地球温暖化の原因となる温室効果ガスは、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 以外にメタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF<sub>6</sub>) があります。日本の場合は二酸化炭素が 90%以上を占めています。

これらの二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの 2003 年度の国内総排出量は 13 億 3,900 万トンです。京都議定書の規定による基準年 (1990 年。但し、HFCs、PFCs および SF<sub>6</sub>については 1995 年) の総排出量 (12 億 3,700 万トン) 比 8.3%上回る結果となっています。日本が約束している 6%削減には 14.3%の隔りがある現状です。

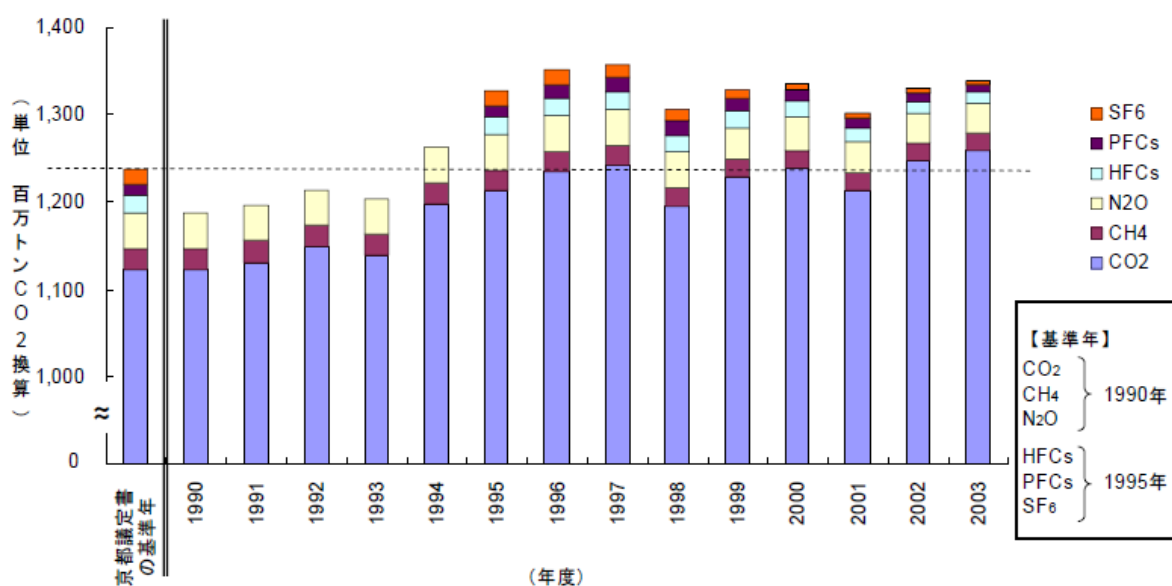


図 1. 2. 1-3 温室効果ガス総排出量の推移

(資料：環境省)

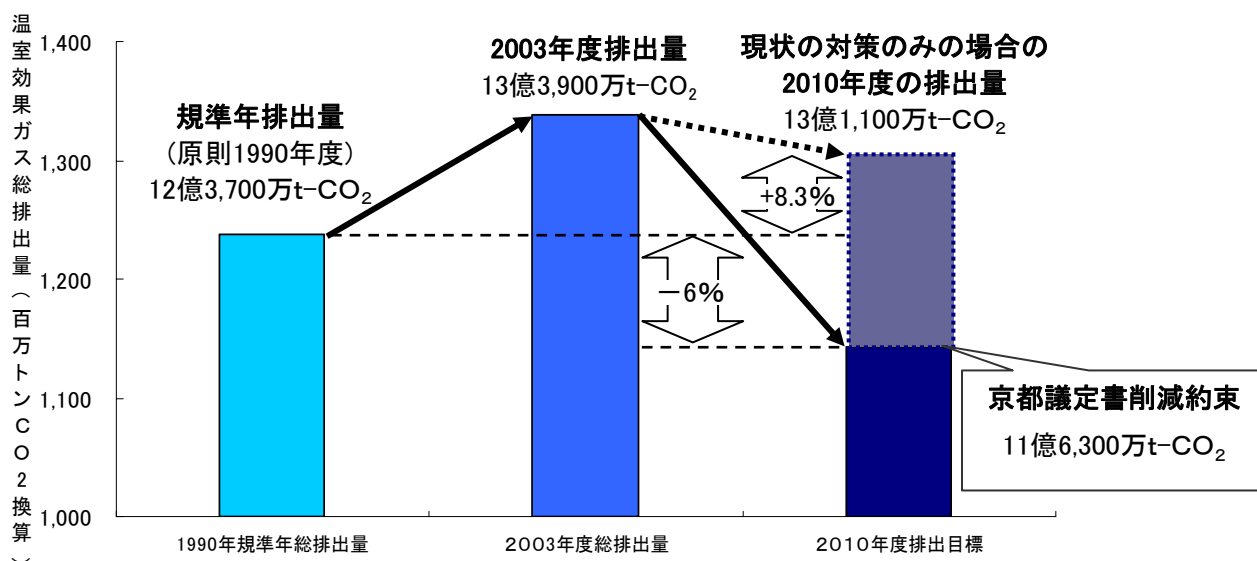


図 1. 2. 1-4 京都議定書の 6%削減約束と我が国の温室効果ガス排出量

### ⑤わが国の二酸化炭素排出量の推移

温室効果ガスの多くの割合を占めている二酸化炭素の 2003 年度の排出量は 12 億 5,900 万トン、一人あたり排出量は 9.87 トン/人となっています。また 1990 年度と比べると、排出量で 12.2%、一人あたり排出量で 8.7%の増加となっています。

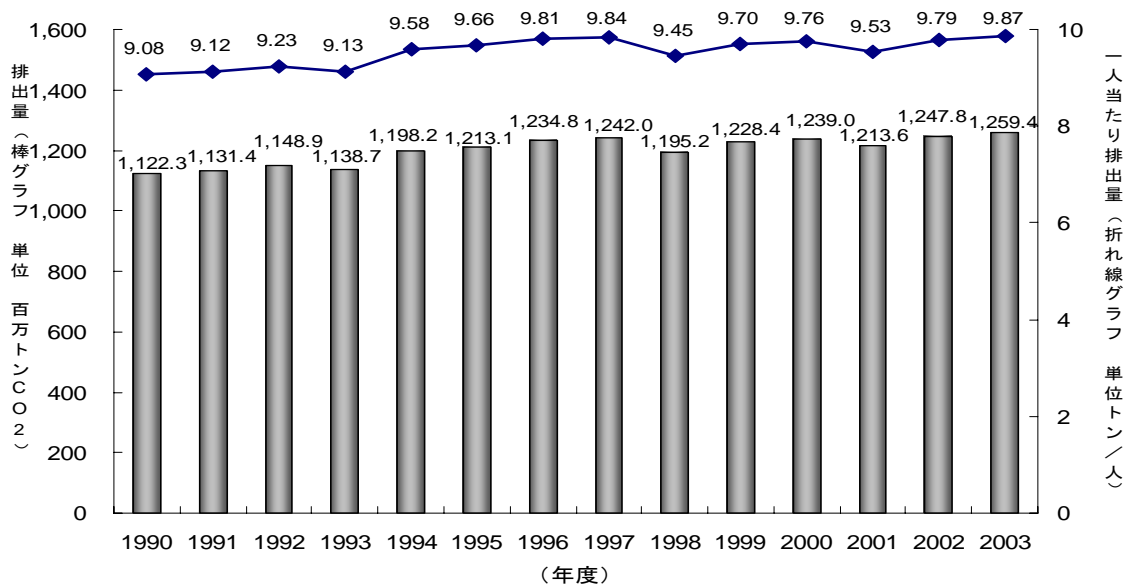


図 1.2.1-5 わが国の二酸化炭素総排出量の推移

(資料：環境省)

## (2) エネルギー問題

### ①化石燃料の枯渇

私たちの社会は、必要なエネルギーの多くを石油や石炭といった化石燃料に頼っています。しかし、それらは有限な資源であり、いつかはなくなる（「枯渇」）ものです。

例えば、石油の可採年数（使い切るまでの年数）は約40年といわれています。化石燃料は地球温暖化の原因になっているだけでなく、それに頼りすぎることは、社会の持続性の観点からも問題です。

地球温暖化を防止し、持続可能な社会づくりのために、化石燃料に依存しない持続的に利用可能なエネルギー資源を利用できる社会への転換が望まれています。

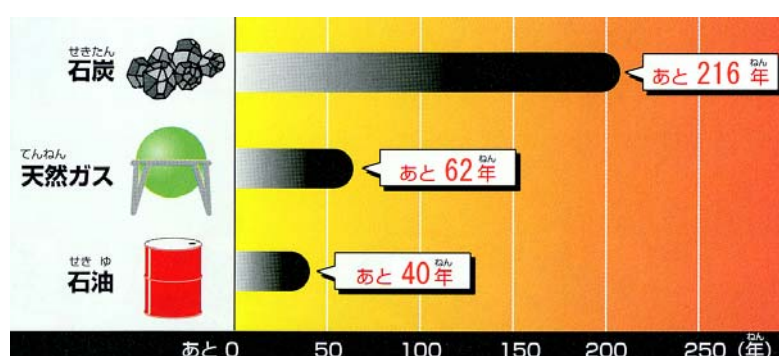


図 1.2.1-6 各種化石燃料の可採年数

### ②エネルギー消費量の増加

二酸化炭素の増加と化石燃料の消費量は密接なつながりがあり、また化石燃料の消費量とわが国のエネルギー消費量も深い関係があります。

2003年度の最終エネルギー消費は原油換算にして411百万klで対前年比0.8%の減少となっています。戦後一貫して増加傾向にありましたが、近年は横ばいになっています。部門別では産業部門が48.0%、家庭部門が13.1%、業務部門が14.9%、運輸部門が24.0%となっています。

(原油換算百万kl)

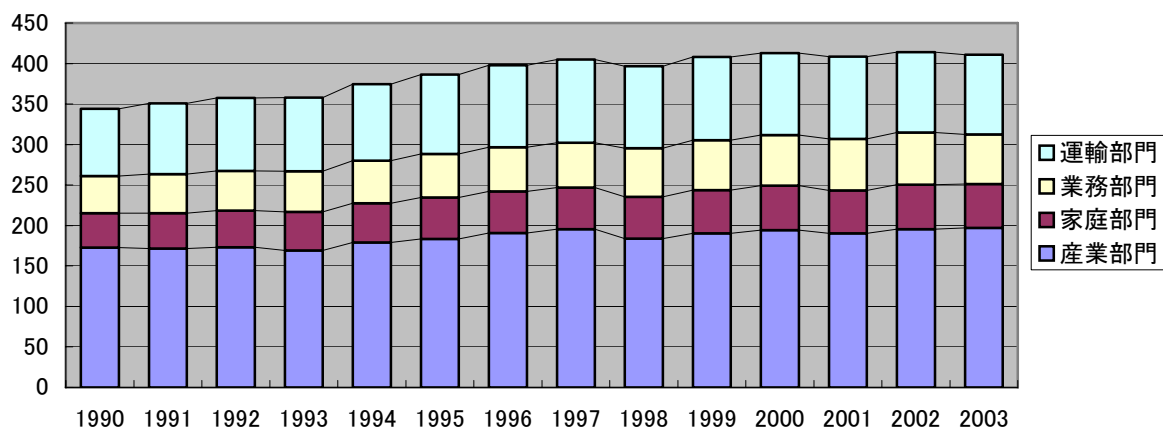


図 1.2.1-7 わが国の最終エネルギー消費の推移

(資料:資源エネルギー庁)

### ③わが国の一次エネルギー供給

2003年度の一次エネルギー総供給は、579百万kl（原油換算）で、対前年度比0.4%増加しています。そのうち、化石燃料の占める割合は、石油49.7%・石炭19.5%・天然ガス13.5%など80%以上となっています。

(原油換算百万kl)

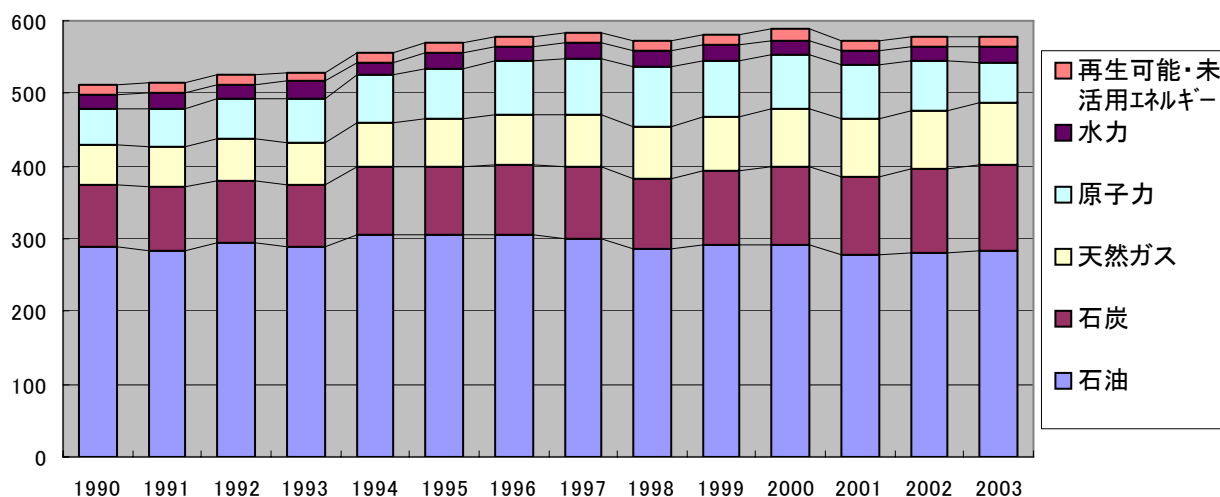


図 1.2.1-8 我が国の一時エネルギー供給

(資料：資源エネルギー庁)

### ④エネルギー・セキュリティ（エネルギーの自給率）の問題

日本は消費しているエネルギーの多くを石油や石炭などの化石燃料から得ていますが、それらの化石エネルギー資源のほとんどを海外からの輸入に頼っています。わが国のエネルギー自給率は他の先進国と比べると非常に低くなっています。

生活の根幹を支える「エネルギー」のほとんどを諸外国に頼っている現状は、国家の安全保障の観点からも好ましくなく、こういった観点からも国産のエネルギー資源の開発が求められています。

表 1.2.1-1 各国のエネルギー供給構造比較

	日本	アメリカ	ドイツ	フランス	イギリス	イタリア
エネルギー総供給量（1997）（原油換算100万t）	512.3	2162.0	347.3	247.5	228.0	163.3
エネルギー輸入依存度（1997）（%）	79.4	22.5	59.9	48.5	▲16.8	81.4
エネルギーの石油依存度（1998）（%）	52	40	41	38	35	58
石油の輸入依存度（1998）（%）	100	56	97	98	▲63	94
輸入原油の中東依存度（1998）（%）	86	23	12	44	12	40



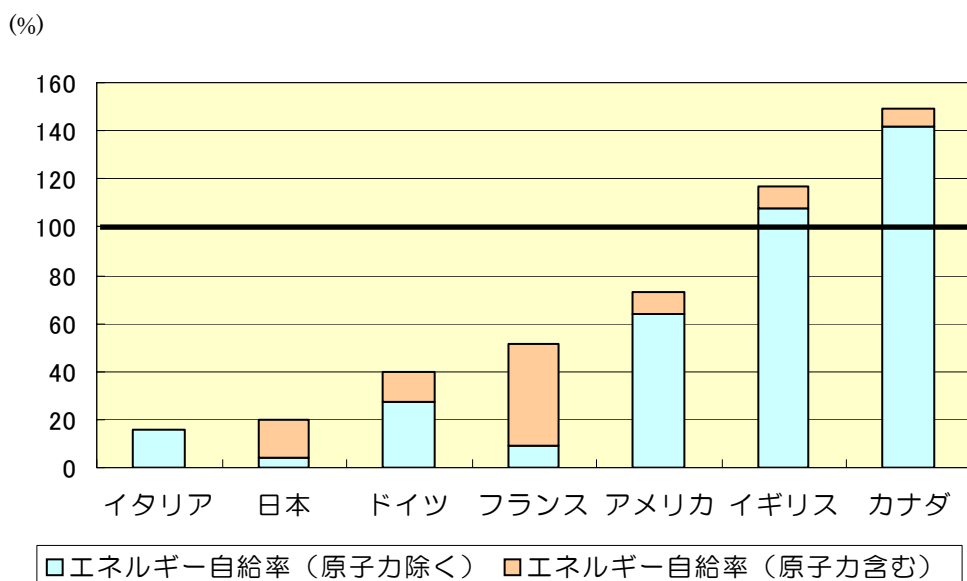


図 1.2.1-9 主な国のエネルギー自給率（2000年）

### （3）国の対策

このように、現在私たちの社会はいくつかの大きな課題を抱えています。こういった現状に対処するために、さまざまな取組みが始まっています。

#### ①地球温暖化防止対策

国は、「地球温暖化防止行動計画」（1990年）、「地球温暖化対策に関する基本方針」（1999年）、「地球温暖化対策推進大綱」（1998年、2002年）を定めるなど、地球温暖化対策を推進しています。

さらに京都議定書の発効に際して、これらの施策を引き継ぐ「京都議定書目標達成計画」を平成17年に策定し、施策を一本化してさらなる強力な対策を推進することとしています。

#### <地球温暖化対策の目指す方向>

- 京都議定書の6%削減の確実な達成
- 地球規模での温室効果ガスの更なる長期的・継続的な排出削減

#### <地球温暖化対策の基本的考え方>

- 環境と経済の両立
- 技術革新の促進
- 全ての主体の参加・連携の促進とそのための透明性の確保、情報の提供
- 多様な政策手段の活用
- 評価・見直しプロセスの重視
- 地球温暖化対策の国際的連携の確保

表 1. 2. 1-2 温室効果ガスの排出抑制・吸収量の目標

区 分	目 標		2010 年度現状対策ケース (目標に比べ+12%*)からの削減量 ※2002 年度実績(+13.6%)から経済成長等による増、現行対策の継続による削減を見込んだ 2010 年度見込
	2010 年度 排出量 (百万 t- CO <sub>2</sub> )	1990 年度比 (基準年 総排出量比)	
温室効果ガス			
①エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	1,056	+0.6%	▲4.8%
②非エネルギー起源 CO <sub>2</sub>	70	▲0.3%	
③メタン	20	▲0.4%	▲0.4%
④一酸化二窒素	34	▲0.5%	
⑤代替フロン等3ガス	51	+0.1%	▲1.3%
森林吸収源	▲48	▲3.9%	(同左)▲3.9%
京都メカニズム	▲20	▲1.6%*	*(同左)▲1.6%
合 計	1,163	▲6.0%	▲12%

\*削減目標 (▲6%) と国内対策 (排出削減、吸収源対策) の差分

(資料：環境省)

## ②エネルギー対策

### 1) エネルギー基本計画

エネルギーは国民生活や社会活動の基盤をなすもので、そのためのエネルギーの安定供給の確保が必要です。

また、近年では併せて地球環境問題への対応が重要な課題となっています。

さらに産業の国際競争力の強化の観点から、エネルギーコストの低減が一層求められるようになっていきます。

これらを踏まえて、エネルギー政策基本法に基づき、我が国のエネルギー基本計画が平成 15 年 10 月に閣議決定されました。

### 日本のエネルギー政策の基本方針

「環境保全や効率化の要請に対処しつつ、エネルギーの安定供給を実現する」

#### 安定供給の確保

依然として高い石油依存度とその大半を海外からの輸入に依存している脆弱性の点から、今後もエネルギーの安定供給の確保は重要である。

#### 環境への適合

環境保全はエネルギー消費と一体化不可分の問題として対応が厳しく求められている。

#### 市場原理の活用

我が国産業の国際競争力強化の観点から、エネルギーコストの低減を図るべく、自由化、規制緩和を通じた一層の効率化が求められている。

## 2)新エネルギー関連施策

新エネルギー関連施策は、大きく分類すると、「石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律（代エネ法）」、「長期エネルギー需給見通し」及び「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネ法）」の3つから構成されています。

### ア) 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律

代エネ法は、エネルギーの安定的かつ適切な供給の観点から、石油代替エネルギーの開発及び導入を促進する法的枠組みとして制定され、「石油代替エネルギーの供給目標（閣議決定）」の策定・公表等並びに「独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）」が実施する各種事業を規定しています。

### イ) 長期エネルギー需給見通し

長期エネルギー需給見通しは、総合的なエネルギー政策を確立するため、エネルギー需給の将来像を示しつつ、エネルギー安定供給に向けた取り組みを促す観点から、通商産業大臣（現経済産業大臣）の諮問機関である総合エネルギー調査会において策定しているものです。なお、現在の長期エネルギー需給見通しは、1997年12月の「気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）」における我が国の二酸化炭素排出量の削減目標を踏まえ、2001年7月に見直されました。

### ウ) 新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法

新エネルギー法は、新エネルギー利用等の促進を加速化させるため1997年4月に制定され、同年6月から施行されました。この法律では、国・地方公共団体、事業者、国民等の各主体の役割を明確化する基本方針（閣議決定）の策定、新エネルギー利用等を行う事業者に対する金融上の支援措置等を規定しています。

現在山梨市が取り組んでいるこの「地域新エネルギービジョン」も、経済産業省の補助による、新エネルギー導入促進事業の一環です。

近年では、「バイオマス・ニッポン総合戦略」など、行政の縦割り区分を超えた取り組みも進みつつあります。

表 1.2.1-3 2010 年度の新エネルギー導入目標

	1990 年度	2002 年度	2010 年度 目標	2010/2002
太陽光発電	0.3 万kℓ 1.0 万kw	15.6 万kℓ 63.7 万kw	118 万kℓ 482 万kw	7.6 倍
風力発電	0.04 万kℓ 0.1 万kw	18.9 万kℓ 46.3 万kw	134 万kℓ 300 万kw	7.1 倍
廃棄物発電	44 万kw	152 万kℓ 140 万kw	552 万kℓ 417 万kw	3.6 倍
バイオマス発電		22.6 万kℓ 21.8 万kw	34 万kℓ 33 万kw	1.5 倍
太陽熱利用	132 万kℓ	74 万kℓ	439 万kℓ	5.9 倍
廃棄物利用	2.7 万kℓ	3.6 万kℓ	14 万kℓ	3.9 倍
バイオマス熱利用	—	—	167 万kℓ	—
未利用エネルギー*	0.8 万kℓ	6.0 万kℓ	58 万kℓ	14.1 倍
合計(除く黒液・廃液等) (対一次エネルギー総供給比)	180 万kℓ (0.3%)	293 万kℓ (0.5%)	1416 万kℓ (2.4%)	6.0 倍
黒液・廃液等	477 万kℓ	471 万kℓ	494 万kℓ	1.1 倍
総合計 (対一次エネルギー総供給比)	657 万kℓ (1.2%)	764 万kℓ (1.3%)	1910 万kℓ (3%程度)	2.8 倍

\* 未利用エネルギーには雪氷熱を含む。

(資料：環境省)

### ③その他の対策

#### 1) 「バイオマス・ニッポン」～地域資源の有効利用で農村漁村の活性化

「バイオマス・ニッポン総合戦略」は平成 14 年 12 月に閣議決定され、省庁の壁を越えた国家プロジェクトとして、「バイオマス」(動植物から生まれた再生可能な有機性資源)の利活用を推進することが定められたものです。

家畜排せつ物や生ごみ、木くずなどの未利用なバイオマス資源を有効利用することで循環型社会の形成・地球温暖化防止を図り、その一方で農村漁村といった地域社会の活性化を図ることが目的として謳われています。

今後、国や地域などさまざまな主体間の連携のもと、強力に推進されることが期待されます。

#### 2) 環境税・水源税など

「多面的機能」という表現で、農村や中山間地域の自然の役割に注目が集まっています。たとえば、森林は、木材素材としての役割とともに、地盤の安定化や表土の流出防止、水源涵養などの機能も果たしています。また、近年では、森林中の香り成分が人をリラックスさせる高いリクリエーション機能を有していることも指摘されています。山梨市でも、森林のその特徴を活かした「森林セラピー基地」の認定を受けて取り組みを

進めているところです。さらに森林には大気中の二酸化炭素を吸収・固定するという地球温暖化防止の機能もあります。

こういった機能は、これまで、貨幣などの目に見える形で評価されることがありませんでした。しかし、近年これらの自然の多面的機能への関心が高まるに従って、それらの機能が中山間地域の担い手減少や森林の荒廃といったことにより、危機にさらされていることも問題にされるようになってきました。そこで、「環境税」や「水源税」という形で、担い手が減少しつつある中山間地域や源流域の自然を共同で維持しようとする取り組みが各地で始まっています。

#### (4) 山梨県の取り組み

##### ①取り組みの経緯

山梨県では、目指す県土像として「環境首都」を掲げ、環境の保全と創造に努めています。

- ・ 平成5年には県民・事業者・行政それぞれの主体が一体となって行う活動指針として「快適な環境の享受の保障」「将来の世代に良好な環境を引き継ぐ責務」「人と自然の共生を基本とした環境倫理」「地球環境問題への積極的な対応」及び「持続可能な社会の構築」を基本理念とする『山梨県環境首都憲章』を制定し、一人ひとりの行動規範を示しました。
- ・ 平成6年3月には、環境首都憲章の基本理念を踏まえた『環境首都・山梨づくりプラン』を策定、「地域の環境を重視する視点」「地球環境を常に念頭に置いて考察していく視点」「未来の人々が住む環境を常に念頭に置きながら考察していく視点」を基本的視点としつつ、目標達成のための対策と方針を示しています。
- ・ 具体的な地球温暖化対策として、平成8年3月に、県のCO<sub>2</sub>排出量を1990年レベルで安定させるための行動計画『山梨県地球温暖化対策推進計画』を策定し、民生・運輸部門を中心に対策を実施してきました。
- ・ 平成11年7月には『山梨県環境保全率先行動計画』を策定し、県自らが率先して消費者・事業者としての立場から省資源・省エネルギーの推進、環境に配慮した製品・サービスの購入と使用(グリーン購入)の推進、廃棄物の減量化・リサイクルの推進、環境に配慮した県有施設の整備などに取り組むことなどを掲げました。
- ・ 平成13年3月には『山梨県環境保全率先行動計画』に燃料使用量の削減目標を盛り込み、地球温暖化防止推進法で策定を義務付けている温室効果ガスの排出抑制等のための措置に関する計画(以下、『実行計画』という)として位置づけました。
- ・ 平成15年11月には地域における地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化防止推進法に定められている「地球温暖化防止活動推進員」を市町村単位に配置しました。
- ・ 平成16年2月に策定した『山梨県長期総合計画 創・甲斐プラン21』において「環

境日本一やまなしの確立」を目指すこととしています。

表 1.2.1-4 山梨県における地球温暖化対策の取組状況

時期	地球温暖化対策の内容
1993(平成 5)年	「環境首都・山梨」を実現していくため「山梨環境首都憲章」を制定
1994(平成 6)年	「環境首都・山梨」を実現していくため「環境首都・山梨づくりプラン」を策定
1996(平成 8)年	「山梨県地球温暖化対策推進計画」を策定 ○対象ガス：二酸化炭素 ○目標年次：2010(平成 22)年 ○計画目標：2000(平成 12)年以降、概ね 1990(平成 2)年レベルで安定 「クリーンエネルギーやまなしプラン」を策定
1999(平成 11)年	「山梨県環境保全率先行動計画」
2001(平成 13)年	「山梨県環境保全率先行動計画」に燃料と二酸化炭素の削減目標を新たに設定し、地球温暖化対策推進法で策定を義務づけられた「実行計画」として位置づけ
2002(平成 14)年	「環境首都・山梨」づくり推進本部に「地球温暖化対策専門部会」を設置
2003(平成 15)年	地球温暖化対策推進法に定めのある「山梨県地球温暖化防止活動推進員」を委嘱

## ②進む県民・事業者・団体の取り組み

山梨県内では、日常生活や事業活動において地球温暖化対策に積極的に取り組んでいる県民・事業者・団体等が着実に増加しています。

<県民の取り組み>

- 行政が配布している環境家計簿への取り組みや、イベントへの参加のほか、省エネルギーに配慮した製品の購入、太陽光発電や高効率給湯機器の設置など、日常生活における地球温暖化対策への取り組みが広がりつつあり、今後もさらに定着した取り組みとして広がることが期待されます。
- NPO や消費者団体等においては、グリーン購入の推進や太陽光や風力といった自然エネルギーの活用推進、ペレットストーブ等の木質バイオマス普及促進など、様々な取り組みが行われています。例えば平成 15 年には、太陽光による市民共同発電所が県民・事業者の協賛を得て設立されたほか、イベント後に発生する使い捨て食器の大量廃棄による環境負荷を軽減することを目的としたリユース食器レンタル事業などの新しい取組も始まっています。
- このような団体・NPO 等の環境保全活動に対し経費の助成を行う団体に(財)やまなし環境財団があります。同財団では助成のほか、広く県民への普及啓発や環境保全

活動を行う団体・個人への表彰などを行うことにより、県内の団体・個人による自発的な環境に関する活動を促進しています。

#### <事業者の取り組み>

- 事業者自らの事業活動における環境と経済の両立の観点から、製造・流通・販売等の各段階における事業活動の効率化等を通じた環境負荷の低減に取り組むほか、エネルギー効率の高い機器の開発・販売、施設におけるエネルギー需要の最適化に関するコンサルティング等、地球温暖化防止に役立つ製品・サービス等の取り組みが始まっています。また、環境マネジメントの国際規格である ISO14001 の認証を取得する事業者も増加しています。
- 平成 15 年には、てんぷら等の廃食油を回収・精製して軽油代替燃料として活用する BDF(バイオ・ディーゼル・フューエル)事業が、様々な主体の参加・協力を得て本格的に始動しました。
- 事業者団体においてもアイドリングストップ運動やフロン類の回収促進などへの取組が行われています。
- 企業の抱える環境問題を解決することを目的として、平成 5 年 3 月に環境に関する企業連絡協議会が設立され、平成 15 年 4 月現在、372 社がメンバーとなっています。この協議会では、会員企業の諸活動と環境の関りについて理解と認識を深めていくための講演会等の開催や環境保全に関する情報の提供、地域における環境保全活動の実践、県や環境保全団体等の行事への参加など、企業による環境問題への取組を積極的に推進しています。
- 平成 9 年 6 月に「環境首都・山梨」づくりパートナーシップ連絡会議が設立され、平成 15 年 6 月現在、127 団体・企業、57 個人、計 184 (傘下団体約 8,000、人数約 16 万人) が構成メンバーとなっています。この協議会では、県民・事業者・行政の連携のもと、快適な生活環境の創造と豊かな自然環境の保全を推進していくための自主的な環境保全活動を積極的に展開していくことを目的として、団体間の情報交換、環境に関する除法提供や講演会の開催等を通じ、環境保全団体の育成・支援、人的ネットワークづくりを進めるとともに、環境に配慮した行動や環境問題の解決に向けた取り組みが社会ぐるみで行われ、やがて県民性として根付いていくよう実践生活の積極的な推進を図っています。
- 平成 14 年からは、参加型の環境保全事業として、各家庭等で夏季の電気使用量の削減に取り組むサマーエコチャレンジ事業を実践しています。

(資料:この項については、「山梨県地球温暖化対策推進計画」を全面的に参照しました)

## 1.3 山梨市地域新エネルギービジョン策定等事業の役割と位置づけ

### (1) 山梨市のまちづくりの方向性

山梨市は平成 17 年 3 月に 3 市町村（山梨市(旧)・牧丘町・三富村)が合併して誕生した新市です。古くから親しく交流を続けてきた地域であり、笛吹川源流の豊かな自然の恵みを共有してきた地域でもあります。変化に富んだ地勢・景観、特徴ある農業・観光業など、全国でも屈指の自然環境資源を有しています。

#### ①新市まちづくりの基本理念

- 地域特性を活かした個性と魅力あるまち
- 交流と連携による一体感のあるまち
- 知恵と創造による自立したまち

#### ②新市の将来像

歴史と文化 豊かな自然  
“やすらぎと活力ある快適住環境都市”  
～笛吹源流につながる交流と連携のまち  
「フルーツフル コミュニケーション シティー」の実現めざして～



## (2) 「地域新エネルギービジョン策定等事業」の役割

ますます深刻になりつつある地球環境問題、特に「地球温暖化」と「化石燃料の枯渇」に対して、有力な対策として考えられるのが「新エネルギー」の導入です。

しかし、「新エネルギー」は、基本的に無尽蔵で、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量も少ないなどの優れた環境特性を持っている一方で、利用に際してさまざまな課題もあります。

自然条件に左右されエネルギー量が一定でない  
(例：太陽エネルギー・風力エネルギーなど)

地域ごとに、利用可能なエネルギーが多種多様である  
(例：森林地域⇔木質バイオマス・酪農地帯⇔畜産バイオマスなど)

資源が広く・薄く分散しているため、利用に際し収集・運搬が必要  
(例：森林資源・畜産バイオマス資源など)

地域住民の理解・協力・参加が必要  
(例：廃食油や生ごみの再資源化(分別回収)など)

そして、このような課題を解決するために、

地域特性に見合った計画づくり

地域住民の理解・協力・参加を得ながらの計画づくり

が求められています。

地方自治体という行政単位で取り組むことで、より地域の特性に適した多様なビジョンが策定できます。

(3) 山梨市地域新エネルギービジョンの位置づけ

